

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金 よくある質問と回答

No.	質 問	回 答
1	1事業者が2案件以上の申請をしても問題ないでしょうか？	1事業者あたり1件の申請をお願いします。
2	本事業での連携事業者の定義はどのようなものか。	事業実施にあたり密接に連携して取り組む事業者を想定しています。申請にあたり、事業実施に関わる全ての他事業者を連携事業者として位置づける必要はありません。
3	外部委託を予定している事業者は、連携事業者とすべきか。	No.2の回答を踏まえ適宜ご判断いただければ幸いです。
4	連携事業者が1者となっても問題ないのか。	差し支えありません。また連携事業者を必ず位置づける必要はありません。
5	様式第1号の3収支予算書はエクセル形式で作成してよろしいか。	指定様式での提出をお願いします。なお、指定様式で作成する前に、お手元でExcel等の表計算ファイルを用いることは妨げません。
6	様式第1号の4誓約書は連携する自治体も提出が必要か。	地方公共団体は提出不要です。
7	様式第1号の5委任状の構成員（代表者）と、受任者は同一と考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。

新しい観光コンテンツ造成等支援事業費補助金 よくある質問と回答

No.	質 問	回 答
8	様式第1号の5委任状の一枚で、複数事業者をすべて記載することと理解してよろしいか。	お見込みのとおりです。
9	県外事業者を連携事業者として考えているが、納税証明書の提出は不要か。	県外・県内に限らず提出をお願いします。なお、県税が課税されていない県外事業者に対しても県税に未納がない証明の発行は可能です。
10	様式第1号交付申請書、様式第1号の4誓約書、様式第1号の5委任状、様式第3号変更承認申請書への連携事業者の印は省略可能か。	押印は省略できません。